

甲府市若年がん患者の在宅療養生活支援事業医師意見書

ふりがな		生年月日	昭和・平成	年	月	日
患者氏名						
住 所						
病 名						
特記事項等						
<p><input type="checkbox"/>上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、がんと判断できる。（注1）</p> <p>以下、利用希望者のみチェック</p> <p><input type="checkbox"/>上記の者の膀胱機能は、排泄予測支援機器の給付対象者の条件を満たす。（注2）</p> <p>甲 府 市 長 様</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>医 師 名 _____</p> <p>所 在 地 _____</p> <p>電 話 番 号 _____</p>						

(注1) 介護保険法施行令第2条第1号の規定による特定疾病の「がん」の定義に準じる。

疾病名	疾病名 症候・所見
がん（がん末期）	以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態（注）にあるもの。 ① 組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの ② 組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査（画像診査など）等で進行性の性質を示すもの。 注） ここでいう治癒困難な状態とは、概ね6月間程度で死が訪れると判断される場合を指す。なお、現に抗がん剤等による治療が行われている場合であっても、症状緩和等、直接治癒を目的としていない治療の場合は治癒困難な状態にあるものとする。

(注2) 「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（令和4年3月31日老高発0331第3号）における給付対象者の定義に準じる。

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

(注3) この医師意見書の作成費用は、利用者の負担です。